

# 経営事項審査制度改正関連

---

平成22年6月24日

## 経営事項審査の審査基準の概要

完成工事高(X<sub>1</sub>)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X <sub>1</sub>	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,268点 最低点:390点	0.25
	X <sub>2</sub>	自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	最高点:2,366点 最低点:450点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業年数 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況	最高点:1,750点 最低点:0点	0.15
総合評定値	P	$0.25X_1+0.15X_2+0.20Y+0.25Z+0.15W$	最高点:2,082点 最低点:278点	

経営状況(Y)

- ①負債抵抗力:純支払利息比率・負債回転期間
- ②収益性・効率性:総資本売上総利益率・売上高経常利益率
- ③財務健全性:自己資本対固定資産比率・自己資本比率
- ④絶対的力量:営業キャッシュフロー・利益剰余金

## 経審の評価項目の新旧比較

	旧経審			新経審		
	ウエイト	評点幅	評価内容 (業種別)	ウエイト	評点幅	評価項目 (業種別)
X 1	0.35	2,616点 ～ 580点	・完成工事高／完工高 ・職員数／完工高	0.25	2,268点 ～ 390点	・完成工事高 (業種別)
X 2	0.1	954点 ～ 118点	・自己資本額／完工高 ・職員数／完工高	0.15	2,280点 ～ 454点	・自己資本額 (=純資産額) ・EBITDA (利払前税引前償却前利益 =営業利益+減価償却費)
Y	0.2	1,430点 ～ 0点	・売上高営業利益率 ・総資本経常利益率 ・キャッシュ・フロー対売上高比率 ・必要運転資金月商倍率 ・立替工事高比率 ・受取勘定月商倍率 ・自己資本比率 ・有利子負債月商倍率 ・純支払利息比率 ・自己資本対固定資産比率 ・長期固定適合比率 ・付加価値対固定資産比率	0.2	1,595点 ～ 0点	・純支払利息比率 ・負債回転期間 ・売上高経常利益率 ・総資本売上総利益率 ・自己資本対固定資産比率 ・自己資本比率 ・営業キャッシュフロー (絶対額) ・利益剰余金 (絶対額)
Z	0.2	2,402点 ～ 590点	・技術職員数 (業種別)	0.25	2,366点 ～ 450点	・技術職員数 (業種別) ・元請完工高 (業種別)
W	0.15	987点 ～ 0点	・労働福祉の状況 ・工事の安全成績 ・建設業の営業年数 ・公認会計士等数 ・防災活動への貢献の状況	0.15	1,750点 ～ 0点	・労働福祉の状況 ・建設業の営業年数 ・防災活動への貢献の状況 ・法令遵守の状況 ・建設業の経理に関する状況 ・研究開発の状況
P	1.00	1,925点 ～ 333点	・総合評定値	1.00	2,082点 ～ 278点	・総合評定値

【X1(完成工事高)の評点テーブル】

○X1の評点は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める

○例えば年間平均完成工事高が1,955,500千円の場合には評点テーブルの「15億円以上20億円未満」の区分に当てはまるためX1の評点は1,096点(36×1,955,500÷500,000+956)になる

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別 年間平均完成工事高	評点
1	1,000億円以上	2,268
2	800億円以上 1,000億円未満	$112 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,708$
3	600億円以上 800億円未満	$99 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,760$
4	500億円以上 600億円未満	$86 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,541$
5	400億円以上 500億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,531$
6	300億円以上 400億円未満	$87 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,535$
7	250億円以上 300億円未満	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,352$
8	200億円以上 250億円未満	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,352$
9	150億円以上 200億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,348$
10	120億円以上 150億円未満	$63 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,258$
11	100億円以上 120億円未満	$61 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,144$
12	80億円以上 100億円未満	$63 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,134$
13	60億円以上 80億円未満	$49 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,190$
14	50億円以上 60億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,037$
15	40億円以上 50億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,037$
16	30億円以上 40億円未満	$49 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,041$
17	25億円以上 30億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 888$
18	20億円以上 25億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 948$
19	15億円以上 20億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 956$
20	12億円以上 15億円未満	$37 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 879$
21	10億円以上 12億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 799$
22	8億円以上 10億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 799$
23	6億円以上 8億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 855$
24	5億円以上 6億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 777$
25	4億円以上 5億円未満	$33 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 737$
26	3億円以上 4億円未満	$41 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 705$
27	2億5,000万円以上 3億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 684$
28	2億円以上 2億5,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 664$
29	1億5,000万円以上 2億円未満	$33 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 644$
30	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 618$
31	1億円以上 1億2,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 604$
32	8,000万円以上 1億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 589$
33	6,000万円以上 8,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 569$
34	5,000万円以上 6,000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 554$
35	4,000万円以上 5,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 539$
36	3,000万円以上 4,000万円未満	$23 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 523$
37	2,500万円以上 3,000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 514$
38	2,000万円以上 2,500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 499$
39	1,500万円以上 2,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 487$
40	1,200万円以上 1,500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 474$
41	1,000万円以上 1,200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 464$
42	1,000万円未満	$129 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 390$

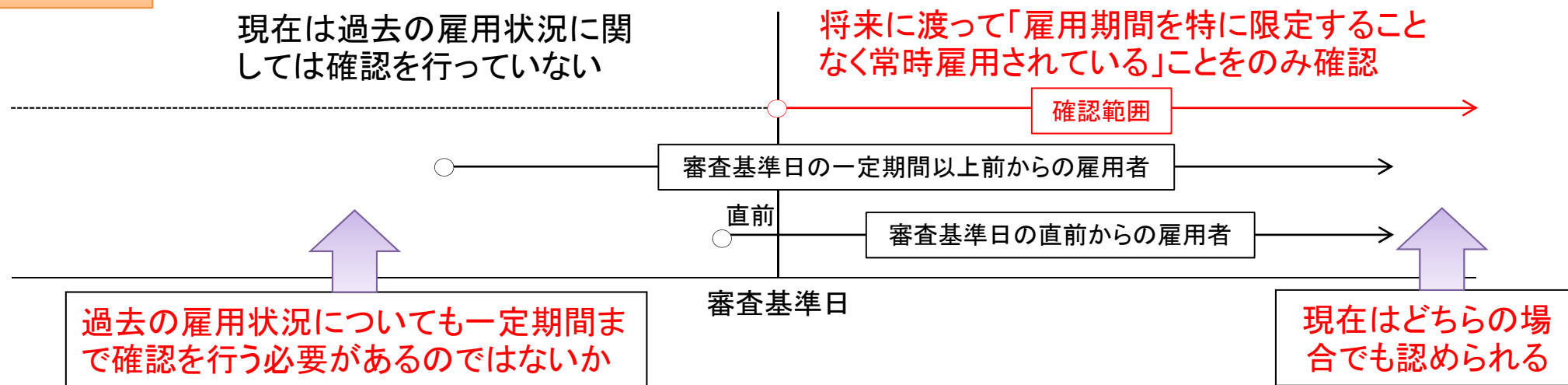
# 技術者数評価の現状

## 改正の趣旨

現在、評価対象とする技術者は『建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は登録基幹技能者講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの』（H20.1.31付国総建第269号）とされている

➡ 雇用期間を要件とせずに技術者数を認定しているため、評点を上げるためだけの技術者の名義借り等が行われ易くなっているおそれがある

## 現在



## 【参考】

監理技術者制度運用マニュアルについて(H16.3.1国総建第315号)

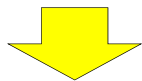
「発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設企業から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である」

# 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度①

## 制度概要

65歳未満の定年の定め(60歳を下回ることはできない)をしている事業主は、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため以下のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じる

- ・定年の引き上げ
- ・定年の定め廃止
- ・**継続雇用制度**の導入



現に雇用している高年齢者が希望するとき(恣意的に特定の対象者を排除することは認められない)は当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度であり、この場合**1年間の雇用契約を結び65歳まで契約更新を続ける**のが一般的である

## 問題点

『許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は登録基幹技能者講習を修了した者であって、**雇用期間を特に限定することなく**常時雇用されているもの』(H20.1.31付国総建第269号)

→上記の継続雇用制度により雇用されている者は技術者として評価されない  
(1年間と雇用期間を限定している契約しているため)

## 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度②

### 改正イメージ

「経営事項審査の事務取扱いについて(通知)」(H20.1.31付国総建第269号)の以下の条文に赤字部分を追加する

I

二 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について

(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について

イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者(以下「基幹技能者」という。)であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。)をいい、労務者(常用労務者を含む。)又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。

ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第1項第1号に規定する継続雇用制度により再雇用された技術職員については、雇用期間が限定されている場合においても、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているものとみなす。

# 再生企業の経営事項審査

## 再生企業に対する批判

再生手続きを行った建設業者が債務免除等を受けて経営事項審査上の評価を高め、再び公共事業に参入してくるのは問題ではないか

## 実態の検証

平成20年度の主な倒産企業4社について、適用前と適用後の経営事項審査の評点を比較  
 →上記の批判とは逆に、4社67業種で総合評定値P点の点数が**低下**  
 (1業種のみ増加)

会社名	業種	業種	P	X 1	X 2	Y	Z	W
A社	土木	適用前	1,258	1,556	1,087	454	1,740	1,200
		適用後	1,150	1,515	454	402	1,697	1,320
会社名	業種	業種	P	X 1	X 2	Y	Z	W
B社	土木	適用前	807	1,029	674	275	928	1,080
		適用後	785	1,010	495	449	853	1,100
会社名	業種	業種	P	X 1	X 2	Y	Z	W
C社	土木	適用前	877	994	462	533	1,215	887
		適用後	837	946	454	242	1,156	1,300

## 原因の考察

○批判にもあるように、債務免除等によって、経営事項審査の評価の一部である経営状況Y点の評点が上昇する場合も考えられる  
 ○経営事項審査では経営規模X2点と技術力Z点において自己資本額・利益額と技術職員の数も評価を行っている  
 ○一般的に民事再生法の適用を受けた企業は、**リストラにより事業規模や人員を削減**するものであり、X2点とZ点が低下する  
 ○Y点のウエイトは**20%**、X2点とZ点のウエイト合計は**40%**なので、再生手続きを行った業者は総合評定値P点が**低下**するケースが多い

項目区分		ウエイト	再生手続きによる 評点変化
経営規模	X1	0.25	変化せず
	X2	0.15	<b>低下</b> (リストラ)
経営状況	Y	0.20	<b>上昇</b> (債務免除)
技術力	Z	0.25	<b>低下</b> (リストラ)
その他審査項目 (社会性等)	W	0.15	変化せず
総合評定値	P		<b>低下</b>



## W点の評価の現状

審査項目	点数	備考
W1: 労働福祉の状況	45	
雇用保険未加入	-30	・社員に対する労働福祉の状況の評価
健康保険・厚生年金保険の未加入	-30	
建退共加入	15	
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	
法定外労災制度への加入	15	
W2: 建設業の営業年数	60	・地域における雇用確保や信頼性等を評価
W3: 防災協定締結の有無	15	・災害時における地域貢献を評価。
W4: 法令遵守状況	-30	・審査期間内に営業停止処分を受けた場合は-30点、 指示処分を受けた場合は-15点。
W5: 建設業の経理の状況	30	
監査の受審状況	20	・監査法人又は公認会計士の監査20点、会計参与の設置10点、社内の経理実務責任者 (公認会計士等数の加点対象有資格者(2級経理事務士を除く))による経理処理 の適正を確認した旨の書類の提出)
公認会計士等数	10	
W6: 研究開発の状況	25	・加点対象は会計監査人設置会社に限定。公認会計士協会の 指針等で定義された研究開発費の金額を評価
合計	175	

※総合評定値P点の計算では、上記W点の合計を10倍して、これにWのウエイト0.15を乗じることとなる

# 社会性評価の発注者別評価点での取組事例

評価項目	発注者別評価点での評価の具体例	主要な採用自治体
安全対策	労働安全マネジメントシステム規格の認証取得者に加点	青森県、長野県、上越市
除雪作業	自治体から除雪業務を請け負っている場合に加点	富山県、長野県、釧路市
建機保有	「機械・運搬具」の帳簿価格が1,000万円毎に1点加点	神奈川県、京都府、岐阜県
社会貢献	建設業協会、電気管工事業協会に加入してる場合に加点	千葉県、沖縄県
再生企業	会社更正法・民事再生法の手続開始決定業者に減点	広島市
品質確保	ISO9000シリーズの認証取得の場合に加点	全国
コンプラ	独禁法の遵守体制の整備、暴力団排除への取組	和歌山県
雇用	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく雇用で加点	福島県、滋賀県、竹田市
福祉	男女共同参画促進の行動計画策定、育児休業制度で加点	山形県、福岡県、上越市
環境対策	ISO14001の認証取得、エコアクション21届出の場合に加点	全国

# W点審査項目の追加要望に関する用語解説

## ISO9000シリーズ

国際標準化機構による品質マネジメントシステムに関する国際規格の総称。1994年版から2000年版への改正によって、「製品品質を保証するための規格」から、「品質保証を含んだ、顧客満足の向上を目指すための規格」へと位置付けが変更されている。

## ISO14000シリーズ

国際標準化機構による環境マネジメントシステムに関する国際規格の総称。組織の活動・製品及びサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するシステムを構築し、システムを継続的に改善するPDCAサイクルを構築することが要求されている。

## OHSAS18001

BSI(英国規格協会)が開発したBS8800をベースとする、労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格。労働安全衛生に対するリスクと対策の一覧化及び責任所在の明確化等を目的としている。

## COHSMS

建設業労働災害防止協会が、厚生労働省が制定した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(平成11年労働省告示第53号)に建設業の固有の特性を加味して、建設企業が容易に取り組めるよう策定した「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」。

## 建設業労働災害防止協会

労働災害防止団体法に基づき設立された団体(厚生労働大臣の認可団体)であり、建設業について労働災害防止規程を設定し、また、労働者の安全及び衛生についての措置に対する援助及び指導を行うなど、建設業における労働災害の防止を目的としている。

## エコアクション21

環境省による中小事業者向きの環境マネジメントシステムに関する規格。中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮の取組が展開できるようにISOよりも簡易なものとなっている。取組結果を「環境活動レポート」として社会に公表するための方法も提供している。

## BCP(事業継続計画)

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃等の災害による影響度を把握し、これらが発生した場合(緊急時)に事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを策定した計画。

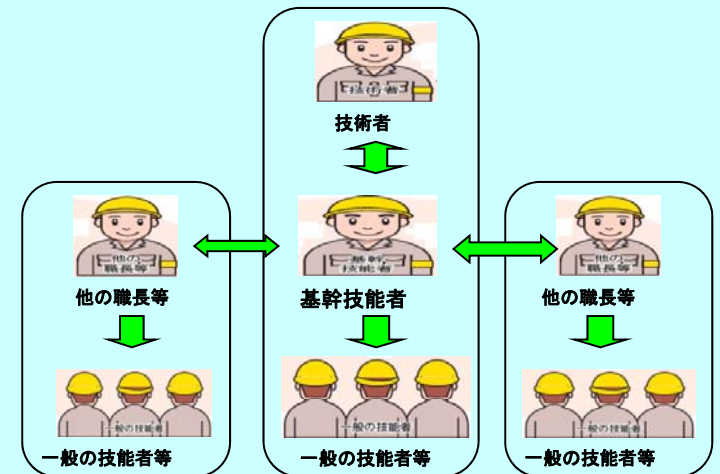
# 基幹技能者の確保・育成・活用について

## 基幹技能者制度

- 平成9年から民間の資格制度として整備開始。(制度運用団体:21職種28団体、有資格者:16,299名 (H22.3.31現在))
- 平成20年4月1日建設業法施行規則改正。大臣登録を受けた機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者(登録基幹技能者)については、経営事項審査において加点評価(3点)を実施。
- 登録基幹技能者講習実施機関:27職種34団体(H22.5.1現在)、登録基幹技能者数21,770名(H22.3.31現在)

## 基幹技能者の意義・役割

- 建設産業において、生産性の向上を図るとともに、品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するためには、施工現場で直接生産活動に従事する技能労働者、とりわけその中核をなす職長等の果たす役割が重要。
- 職長等を中心とした技能労働者の中から、
  - ①施工方法等の提案・調整
  - ②適切な人員配置、作業方法、手順等の構成
  - ③一般の技能者の施工に係る指示、指導
  - ④前工程・後工程の連絡調整を行うことのできる者を「基幹技能者」として位置づけ、その確保・育成・活用を促進することにより、施工現場の生産性の向上・建設生産物の品質の確保を図る。



## 登録基幹技能者の確保・育成・活用

### ◆登録基幹技能者の確保・育成

- ・登録基幹技能者講習の円滑な実施
- ・登録基幹技能者制度のPR 等

### ◆登録基幹技能者の活用

- ・登録基幹技能者の積極的な活用
- ・登録基幹技能者を確保・育成する企業等が評価される環境の整備

### ◆現場施工の生産性の向上、品質及び安全の確保

- ◆下請業者の適正な評価及び技能労働者の処遇の改善

魅力ある建設産業への転換

## 経営事項審査の技術者数評価(概要)

- 経営事項審査では、公共工事の元請になろうとする企業の技術力を適正に評価するため、元請が現場に配置しなければならない「監理技術者」、「主任技術者」になりうる技術者数を評価
- 評点は、資格・能力・継続的学習の取組状況に応じて、6点～1点を配分

評点	技術者区分		資格
6点	1級監理受講者	監理技術者資格者証を持つ1級国家資格者であり、監理技術者講習を受けている者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級土木施工管理技士</li> <li>・1級建築士</li> <li>・技術士法の技術者 等</li> </ul>
5点	1級技術者	上記以外の1級国家資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級土木施工管理技士</li> <li>・1級建築士</li> <li>・技術士法の技術者 等</li> </ul>
3点	基幹技能者	登録基幹技能者講習の修了者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録電気工事基幹技能者 等</li> </ul>
2点	2級技術者	2級国家資格者 1級技能士 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級土木施工管理技士</li> <li>・2級建築士</li> <li>・左官(1級)</li> <li>・第1種電気工事士 等</li> </ul>
1点	その他技術者	実務経験を有する2級技能士 実務経験による主任技術者 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験3年の左官(2級)</li> <li>・実務経験3年の第2種電気工事士</li> <li>・実務経験10年の主任技術者 等</li> </ul>

# 技術職員の重複評価の制限について

・改正後は評価対象となっている業種の中から任意の2つを選ぶことができる。1つの資格の評価対象から2つ選択（例1）してもかまわないし、2つの資格からそれぞれ1つずつ選択（例2）してもかまわない。

例：1級土木施工管理技師・1級建築施工管理技士・1級電気工事施工管理技士  
を所有している技術者の場合・・・

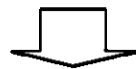
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	
保有資格	1級土木施工	◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎										◎		
	1級建築施工		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎					◎			
	1級電気工事施工								◎																					

◎の業種が、当該資格で評価される業種

改正前評価	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							◎	◎		
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--

評価業種数

21業種



改正後評価(例1)		◎					◎																							
改正後評価(例2)	◎	◎																												

2業種  
2業種

## ※ 重複カウントの制限 → 経審上での評価のみ

建設業法に基づいて建設工事の現場に配置されなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の業種で監理技術者等となりえる資格をもっていれば、複数の業種の技術者になれるものであり、実際の技術者の配置については従前の運用と変更はなし